



民生福祉常任委員会会議記録

1. 日 時	令和6年9月4日 令和6年9月4日	8時50分開議 15時00分散会
2. 場 所	議員協議会室	
3. 出席議員	稲山悟座長、岡圭子副座員長、小島政行委員（オンライン）、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、桐村裕一委員、上田英樹議長	
4. 欠席議員	なし	
7. 参考人	なし	
8. 傍聴人	荒木礼子議員	
9. 会議に付した事件	<p>議案第55号 丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第56号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例</p>	
10. 議事の経過	<p>稲山委員長 挨拶</p> <p>稲山委員長 会議宣告</p> <p>8:50 開議</p> <p style="text-align: center;">—旧保健センターの現地踏査—</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>日程第1 議案第55号 丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例</p>	

【市民生活部】

■地域振興課（多紀支所）

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員

今回条例では東雲コミュニティセンターとあります。これをあえて東雲にされた理由、村雲地区ですので村雲ではなくて東雲にされた理由があるんでしたら、説明をお願いしたいと思います。

市民生活部

名称につきましては、本年度7月に村雲地区のコミュニティセンター設立準備委員会というところからコミュニティセンターの名称についての要望がございました。その要望の内容といたしましては、地区コミュニティセンターとして新たに生まれ変わることができれば、隣接する東雲診療所や篠山東デイサービスセンター、篠山チルドレンズミュージアム、多紀小学校、多紀認定こども園等の協力も得ながら、今後の村雲地区の地域福祉や農業、起業を考える人の村雲住人の新しいまちづくりのコミュニティの場として活用できればと考えておりますということで、名称についてはこの準備委員会のほうで東雲コミュニティセンターとするというので決定をされたようでございます。理由につきましては、夜が明け東の空が明るくなってきた東雲の空のように村雲地区がますます発展する明るい未来を期待する意味を込めて、東雲コミュニティセンターという名称を考えられたようでございます。それを受けまして、市といたしましても、その名前で村雲地区住民の総意で決められたことですので、今回議会の方に提案させていただいた次第でございます。

上田議長

先ほど、現場を見させていただいて、部屋が相当あるなというふうに思わせてもらいました。それで今回の説明資料のなかで施設の概要は、延べ床面積650.16平米、部屋名は会議室1、2、和室、地域活動室、この4部屋を挙げております。そして今回の内容については、指定管理者制度をとっていくということも施行期日の準備行為の中に書いてあります。そうしたなかで、ここに説明資料3-3にある事務所、管理室、放送室という説明資料の1-1に載っていない部屋があるんですけども、これはどのような考え方なのか。会議室1、2、和室、地域活動室のみを指定管理されるのか。それと事務所、管理室、放送室は市直営等でされるのか。その辺の関係、1-1との関連もあわせて教えていただきたいと思っております。

市民生活部

事務所と放送室につきましては、まちづくり協議会のほうに利用してもらおうということで考えております。管理室につきましては指

定管理者、今は準備委員会の段階ですけども、まち協と自治会長会の代表で構成される運営委員会というのを設置していただく予定をしております。そこで管理していただく部屋が管理室ということで思っております。コミセンになりますのでまち協の事務所として使う場合には目的外となりますので、そこにつきましては別途まち協さんと契約して事務所として活用していただくという予定をしております。

上田議長

指定管理の考え方なんですけど、ここはその他にも廊下やトイレ等があるんですけども、指定管理はこの建物全てを指定管理されるということでしょうか。コミュニティセンターと目的外利用の分け方とか分割の考え方はどういうことなんでしょうか。

市民生活部

建物全体は基本的には指定管理者が管理いたします。ここで言う事務所と放送室、その部分を目的外利用として、まち協さんのほうで使用していただく契約をする予定をしております。

上田議長

そうしたら、コミュニティセンターというのは建物全体をコミュニティセンターという、そしてその中は全て村雲のまち協さんが指定管理で管理する。そして、会議室1、2、和室、地域活動室はコミュニティセンターとして位置づけるということなのか。それとも全てをコミュニティセンターとして位置づけるんですか。

市民生活部

この建物全てをコミュニティセンターとして位置づけます。そして市の建物、行政財産ですので、事務所はまち協の事務所として行政財産の使用許可を出しまして、目的外使用ということで貸すという形になっております。

上田議長

そうしたら外に植栽等もあったんですけど、植栽等も含めてこの建物一帯を位置づけるということでしょうか。そしてもう1点、現場で見させていただいた駐車場の関連なんですけど、あそこは年配の方が御利用されている方が相当多い東雲診療所と併用という格好になるんですけども、その駐車場の関連はいま現在どのように考えておられますか。

市民生活部

いま現在は診療所と共用して使う予定をしております。何かまたあそこでイベントとかされるようであれば、また東雲診療所さんと協議いたしまして、きっちり区分けして利用の妨げにならないようなことは考えております。

上田議長

1番駐車場を心配しているんです。ということは、もう併用ですので朝早く行かれて全てコミセン利用の方が使用されていたら、駐車場に停めるところがないということもあると思います。できたら、ここは診療所の駐車場ですよというような、駐車場の枠というか、

若干それを明示されるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。今日行かせていただいても、ある程度診療所の職員の方も停めておられます。そうしたら他はどこに停めたらいいのか。私も今日診療所邪魔になったらいけないと思って、1番端のほうに止めたんですけど、そういう方もおられると思いますし、また若干明示がなかったら、診療所の真正面に止められる方もおられると思いますので、これは要望ですけども、一応診療所用とか何か明示されるほうが地域の方も分かりやすいし、診療所を利用される方も止めやすいんじゃないかなと思いますので、これはひとつ考えていただいたらうれしいなと思いますのでよろしくお願いします。もう1点、駐車場関連なんですけど、多分あれだけ広い会議室でイベントをしたら人が集まるかと思しますので、どうしても駄目な場合は、こちらに多紀小学校、ちるみゅーがありますので、そちらのほうにまとめてくださいとか、そういう看板等も私は必要じゃないかなというふうに感じましたので、建物改修だけではなしに利用者等の目線に立った今回の改修工事で最終完成を迎えていただきたいなと思いますので、その辺はもう指定管理というか、工事する市の責任だと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民生活部

ご提案ありがとうございます。その辺につきましては十分検討いたしまして対応させていただきたいと思います。

堀毛委員

建物の玄関を見たんですが2段段差がありました。しかし、左側に車椅子が通れるスロープもあります。スロープの手すりであるとか、下の路面も改修される予定があるのかどうか1点、それから玄関へ入って、私の記憶間違いなければ段差がなかったんです。すると、車椅子がそのまま玄関から入って、和室はちょっと段差があるが、洋間についてはそのまま車椅子でいけると。すると今後、車椅子利用の方にとっては非常に使い勝手の良い施設になるのではないかと思います。今後そういうふうな使い道も視野に入れられたらどうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

市民生活部

1番最初のスロープの件ですけど、今回の改修では何も予定はしておりません。建物が保健センターでしたので、車椅子等も利用しやすいような状況にはなっておりますけども、実際、使ってみて不具合あるようなところについては随時対応させていただくということで対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

上田議長

いま現在、このコミュニティセンターで活動する事業、内容、まち協主催のもありますし、市主催のものもあると思います。どのようなコミュニティセンターとして現在活用を考えておられるのか。

市民生活部

すぐに来年から始まりますので、このような事業がここでは展開できるであろうというのが分かればお教いただきたいと思います。

村雲地区につきましては、たくさんサークル活動されている団体がありまして、今現在6団体が保健センターのほうも利用されています。6団体申し上げますと、紙粘土クラブ、たきたきカフェ、生命の貯蓄体操、3B体操、ハーモニカ、コーラスといったような形での活動を今毎週されています。そういった形で整備いたしましても、そういった方々に利用していただくということと、また新たなサークル活動ができると思いますので、その辺はまち協さん、指定管理のほうに呼びかけて、利用増進を進めていきたいと思っています。

上田議長

今おっしゃっていただいたことは地元のまち協の主催事業だけであって、市の施設でコミュニティセンターとなるわけなんです。まち協さんの建物を市が補助金出して、まち協さんの事務所とするのではなく、今回は市のコミュニティセンターとして利用すると。そして、その指定管理はまち協さんがやるということで、コミュニティセンターの意義を間違えたら駄目だというふうに思っています。だから、市としてハートピアセンターがあるなかで、市の事業として、市の施設としてどう活用していくという思いがあるのか。あるいは、ある程度ハートピアセンターと両立して、あそこはどちらかということ、村雲地域の方が中心になって利用するコミュニティセンターとして考えられているのか、その辺をちょっとお聞きしているんですけども。

市民生活部

今回整備いたしますコミュニティセンターにつきましては、村雲地区の方々がたくさん利用していただくための整備というふうに考えております。ハートピアセンターにつきましては、いま現在も利用が3地区合同でのイベントや会議に利用されていますので、そこで線引きして利用していただくというようなことで、市のほうといたしましても、新しく整備したコミセンを利用していきたいというふうに考えております。

上田議長

昨日の本会議でもその辺は質問が出ましたので、確認のために質問させていただいたんです。ということは、やっぱりハートピアセンターと東雲コミュニティセンターで2つあると、ほかの地域についてはコミュニティセンターで市の事業とか、様々な事業もやられたり、会議もやられていますので、その辺はきっちりとハートピアセンターと今回の東雲コミュニティセンターの区分であったり、また、新しい市のコミュニティセンターを市としてどう利用していく

	<p>のかということも、指定管理のなか、また、市の施設という位置づけになりますので、きっちりと考えながら今後施設運営を行っていただきたいということを要望させていただきます。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>ありがとうございました。そのような形で進めさせていただきたいと思います。</p>
<p>岡副委員長</p>	<p>昨日の本会議のなかで、類するものがあるのに必要なのかという安井議員の質問に対して、副市長が地区からの要望でしたということで、昨年のおっしゃったんですけども、私もその当時のことを全然存じないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、どのように地区、地域の方の御要望を吸い上げられたのか、期間というか、吸い上げ方というか、そういうのが分かりましたら教えてください。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>村雲地区につきましては、旧保健センターが使われなくなってから活用について協議をされてきたんですけども、令和4年度に過疎地域に指定されまして、それを機に過疎債を使って整備できないかというようなことがありまして、令和4年の8月にお出かけ市長室がございまして、そのときに地区の要望として御提案がございました。そのときには10項目の提案がされたわけなんですけども、主なものといたしましてはあらゆる村雲住民の活動拠点、有線放送の収録スタジオが欲しい、避難場としての機能を充実させたい、ワクワク農村未来プランをつくりやすくする場所として活躍したい、事務所として活用したいというような、いろんな要望がございました。それを受けて、市のほうでも庁内の協議を重ねまして、どのように改修していくかというのをまち協さんとか、自治会長会とも相談しながら、令和5年度に実施設計をして、6年度改修、今回に至っておるといような経過でございます。</p>
<p>稲山委員長</p>	<p>改めて名称について、先ほど冒頭でもご説明いただいたんですけども、準備委員会の総意として名前が挙がってきているというふうに聞いたんですけども、その準備委員会さんのメンバー構成はどのようになっているのか。要するに村雲地区の皆さんで合意形成が図れているんだということの確認をしたいので、どういう方がおられて、東雲コミュニティセンターでいいよというふうなことでなされているのか、もう1回深掘りになりますけどお伝え願えますか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>一応準備委員会のほうといたしましては、村雲地区のまち協の役員さん、自治会長会の役員さんが主なメンバーとして準備委員会のほうを設立されておまして、自治会長会の代表さんが入っておられますので、各地区の自治会長会でこういう名称でいくというよう</p>

稲山委員長

なことを各住民さんに周知頂いておるといふうに聞いております。

住民さんにも東雲コミュニティセンターでいいよというふうなことのご了解を得られているというふうなことでいいですね。

市民生活部

コミュニティセンター準備委員会の代表等とも話をする機会があるんですけども、そういう会を通じて住民さんのほうの合意は得られておるといふうに聞いております。

稲山委員長

先ほど現場へ行かせていただいて、現在も利用されておるといふことなんですけど、現在月にどれぐらい、部屋ごととかということはいりませんが、どれぐらい施設のご利用があるのか、その辺を聞かせてください。

市民生活部

先ほど6団体サークルがあると言いましたけれども、粘土クラブは第1、第3水曜日、カフェは第3水曜日、命の貯蓄体操は毎週火曜日、3B体操は週1回、ハーモニカマーブルについては第2木曜日、コーラスきよたっきーずは第3金曜日というふうな形で、今現在は利用させていただいております。

小島委員

昨日の本会議のなかでも、予算的などところで質疑があったんですけど、今回この予算は当初予算で施工管理や委託料は審査させていただいて、決定をさせていただきました。もう一つ、ハートピアセンターとのすみ分けについても意見があったんですけど、本来コミュニティセンターというのはこの条例の中に現在13地区、例えば八上、最新でいうと大山みどりの会館というのがこの条例の中に入っています。そのため、位置づけとしてはこの13地区のコミュニティセンターと同じ取扱いでいいかと思うんですけど、その点だけ確認をしたいので、よろしくお願いします。

市民生活部

小島議員がおっしゃいましたように、ほかの地区と同様の形態を取っていきたいと思っております。ほかの地区と同様に地域活動拠点として地区コミュニティセンターを設置することで、地域課題の解決のための活動が円滑にとれることが期待できるということで、ハートピアセンターとはすみ分けて整備をするものでございます。

日程第2 議案第56号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

【環境みらい部】

■清掃センター

環境みらい部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員

9月に改正案を出されるということは前もって聞いておりましたので、妥当な改正内容を提案されたものと思っているんですが、整理が必要かなど。というのは、来年7月から施行される前回の6月議会での条例改正、それから今回の条例改正は承認されれば即日施行ということですよ。そして、今回あわせて条例第9条の産業廃棄物に関する市長告示が要は追加改正される形で出てきました。そうすると、6月の条例改正、今回の条例改正、それから8月16日付けで出た市長の告示の改正といった3つの改正があります。そうになると、特に火災に関してもう1回整理をしておく必要があるのではないかと思います。といいますのは、論点は幾つかあるんですが、まず1点目に、もともと木くずは産業廃棄物だけれども、市としては産業廃棄物としては受入れをしてなかったということですが、今回この市長告示によって、市長の告示内容は産業廃棄物を指定できるということですから、木くずを新たに市の産業廃棄物として受け入れることをこの告示で宣言したというふうな解釈だと思うんですが、それでいいのかどうか。

それからもう1点は、火災等による被災者を支援する目的で、現在免除の形で火災に伴う様々な廃棄物を受入れている。このなかで市の方針として、前回の条例改正の際にいわゆる基礎コンクリート、壁土、瓦、灰、燃えがらを含む残土等については、個人自治会等で解体したものであれば有料にし、事業者が解体した場合は産業廃棄物なので受入れはできませんということで、来年の7月からなるわけなんです。現在は事業者が解体した場合の基礎コンクリート、灰、瓦なんかも減免で受入れているわけです。要するに、これまでの取扱いと来年7月からの取扱いで変わるのは、結局はコンクリートの瓦礫類で個人、自治会等が解体されたものはいわゆる一般廃棄物として搬入された部分が有料になるだけ、かつ産業廃棄物は受入れができないので業者が持ってきた分は入れませんよという2点が、一連の改正の中での現在との相違点というふうなことで理解してよろしいですか。

環境みらい部

まず、木くずを産業廃棄物として受け入れるというふうな形で告示をするわけですが、これは災害等、火災等に限るということですので、その点がまず違います。コンクリート、壁土とかは、現在産業廃棄物として150円で受けて入れておりますけれども、火災の分については免除だと、その減免規定がないのではないかといい

とで今回整合を図ったわけなんです。この告示でございますけれども、これは第1段階の告示でございます、来年、令和7年7月1日以降は、資料の1番が削除されるわけです。では、その告示をいつするのかということになります。これは周知期間が必要ですので、3か月前程度の4月のかかりぐらいに、1番を削除して繰り上げるというふうな形の整理をさせていただきます。その際に、資料の5番のところに埋立物というふうにあるんですけども、ここの部分は削除して木材だけというような形をすることです。そして、おっしゃるように個人、自治会等が処理したものを持ってこられた場合は、有料けれども受入れますと、何で有料なのかというところも所管事務調査でもご覧になっていただいたように、かなり逼迫をしているような状況ですので、できれば受入れを制限したいということがあります。一方で、被災者支援というふうな形もありますので、大引きなどの大きな木材は市内の産廃処理施設に持って行っていただきますけれども、市で処理が可能なもの、あるいはチップ化が可能なものなど、規格の小さい木片ということであれば、免除で受入れを継続させていただくという整理をしております。また、市内の事業者の方、団体のところにも行かせていただいて、この間、埋立物のことにつきまして協議をさせていただいております。本日はお配りできておりませんが、埋立廃棄物の基準、火災瓦礫の基準が来年の7月からこうなります、1月からこうなりますというのを、9月議会が終われば窓口で配布させていただいたり、各団体のほうに配らせていただいたり、必要に応じて自治会長会の役員会とか、理事会のほうにも説明させていただいたりというようなことをさせていただこうかなというふうに思っております。

堀毛委員

分かりました。ただ、問題点は個人や自治会が搬入される場合、産業廃棄物処理業者が搬入する場合、今までは多分瓦礫と木くず、それからいろんな焼却できるものを含めて、1台の車に合わせて積んで持ってこられて、それを清掃センターで受入れて、その段階で埋立てや焼却で分けていたのかもしれませんが、これからは少なくとも産業廃棄物処理業者が持ってくる火災廃棄物について、コンクリート類は清掃センターが受け入れないため、最初から分けなくてはなりません。清掃センターで受け入れる木くずとそれから焼却できる廃棄物については、産業廃棄物処理業者が持ってこられても無料だと。けれども、瓦礫はもう最初から受け入れないのだから、火事現場で整理する際に車に分けて積まなくてはいけないという問題点が出てくると思うんです。さらに、個人や自治会で同じ作

業をされる場合も、今度は無料の焼却できる火災廃棄物と有料になる瓦礫、コンクリート類と、やはりこれも分けて持ってこないとお金がかかる、かからないという問題点があります。だから、自治会の方も、産業廃棄物処理業者も火災現場でかなりそういう区分けをする作業が出てくるというあたりで、ちょっと作業する側にとっては大変かなという気はするんですが、その辺はどうですか。

環境みらい部

個人的な話になるんですけど、私も隣の作業小屋のなかが燃えたことがございまして、灰かきに行かせていただきました。そのときに、清掃センターに行く分と、金属系の産業廃棄物の処理業者さんに持っていく分と。そういう部分ぐらいの分別はしたんですが、おっしゃるように燃えるものと埋立、金属ぐらいの分け方でございました。最近火災の相談があれば、日程調整をして現場に行かせていただいて清掃センターで受入れができるごみと、受入れができないごみ、例えばプロパンガスや屋根の上にある太陽熱温水器とか、そういったものは清掃センターの処理困難物になります。なので、これはどこかの廃棄物処理業者にお問い合わせもさせていただきたいというようなお願いをしたりとかして、清掃センターで受入れができるごみ、受入れができないごみというのを現場に行かせていただいて説明をさせていただいております。近隣の市町にも確認をしたんですけど、全部行って写真を撮って、受入れができるごみ、受入れができないごみというのを被災者の方に説明をする、あるいは片づけをされる業者の方も一緒に来ていただいて、これは持込めます、これはこういうふうに分けてくださいというような説明もさせていただくと。そのようにしても、大引とか大きな木を搬入されて、現場レベルでトラブルになったりするということがあったという話は聞きますけれども、そういったことがないようにできるだけ丁寧な説明をさせていただいて、できるだけ作業もしやすいような形、ご家庭の方、自治会の方が分別するのであれば、単純に燃えるもの、燃えないもの、埋立物、それと木であれば1m50cmとかその規格に合わしてもらい、大引とかそういったものは産業廃棄物処理業者のほうに引き取っていただくというような説明をさせていただくというようなことで対応したいというふうに考えております。

堀毛委員

火災廃棄物については量が想像以上に多くて、金額に換算するともう何十万、何百万の単位になると私も聞いていますので、被災者支援とそれから清掃センターの埋立事情という問題もありますので、その辺を踏まえながら被害者は特に失意のどん底におられることが多いので、その辺十分に配慮しながら、適切な火災廃棄物

の処理に臨んで頂きたいと思います。

小島委員

立ち合いで持って搬入できるものと、できないものを市の担当課が行われるということなんですけど、火災等が起きて廃棄物処理業者さんが持ってきた場合に、それが火災現場からのものだというふうに、たぶん罹災証明かと思うんですけど、その辺りをちゃんと発行して、業者さんが持参して受付に行くということなんですか。

環境みらい部

罹災証明そのものは火災の場合であれば、消防本部さんのほうが発行されますが、これは即日発行されませんので、後日添付していただくということになりますけれども、翌日は恐らく消防とか警察の現場検証が入りますから、翌々日とかそれ以降ぐらいに当該のお家の方から連絡があるケースが多いんです。といいますのは、消防本部のほうから廃棄物の取り片づけについては、清掃センターのほうに一度相談してくださいというようなアナウンスをさせていただいておりますので、そういった形で近々に御連絡を頂きます。その際に我々が行かせていただいて、説明をさせていただきます。そこで写真もご本人さんの了解のもとに取らせていただいて、これはうちで受入れができるごみ、受入れができないごみというふうな形を職員の中で共有をさせていただきますので、例えば廃棄物処理業者さん、解体業者さんが持ってこられた際にこれは現場の分で駄目だというふうに言っていたごみですよ。これは悪いですけど、持って帰ってくださいというようなことでご無理を申し上げたりということもありますし、いわゆる便乗ごみというような表現の仕方が適切かどうか分かりませんが、そういったものの搬入がないように計量、受付レベルで確認をさせていただく予定でございます。

小島委員

業者さんが持ち込んだ場合の確認は、あくまでも事前にどういう業者さんが例えば火災現場から持ってくるという確認になるのか。あるいは、業者さんが罹災証明をコピーしたようなものを持ってきて、窓口で確認していくのか、その辺りはどちらになるのでしょうか。

環境みらい部

実務レベルで言いますと、お家の方にどこの業者さんにお頼みされますか、例えば、解体が伴うと思いますので建設会社さんになると思うんですけど、一般のごみであったら市内の一般廃棄物収集運搬の業者であったりとかするんですが、どういったところをお願いされますかというのをこちらのほうで聞き取りをさせていただきます。1社でない場合もありますので、その協力会社といいますか、下請会社さんが行くということであれば、そういった業者さんとか、お家の方から清掃センターのほうにご連絡をいただいて、この業者

が確実にいきますよというようなことを聞いた上で受付をさしていただくということでございます。

環境みらい部

補足になりますが、火災の被災者の方につきましては罹災証明等で確認のほうをさせていただいて、先ほど事前に現場に確認に行くと言ったんですけれども、その時点で、もし業者が決まっておれば業者の方も同席していただいて、このごみについてはいけます、このごみについてはいけませんというふうなことを、被災者の方も立会いのもと説明させてもらった上で、後日、持込みの際は業者さんとか、誰某さんのごみですというのを確認させてもらった上で受入れのほうをさせていただいております。

稲山委員長

ちょっとご要望的なものになるかと思えますけれども、前回6月の条例改正での指摘事項を踏まえた上で、今回条例改正で速やかに対応頂いたことについては、執行部にお礼をしたいと思います。あと、前回の条例改正のときにもあったかと思うんですけれども、今後市民の皆さんへの周知、特に先ほど堀毛議員も言われたように、幾らか市民サービスが低下といえば低下みたいなところあると思いますので、今後の説明について、高齢者大学等で説明するとかいうふうなお話があったと思いますので、市民に説明されるときには丁寧に説明されると同時に、これを機に清掃センター特にごみについて市民の皆さんに関心を持ってもらう、逼迫しているというふうな状況というところも併せて、前回の所管事務調査でゴミ博士の服装に着替えていただいたので、市民の皆さんに丁寧な説明をして、今の清掃センターを維持していくためには、やはりごみを減量化していかなければならないというところもきっちり伝えていただくように、今までの分からはほぼほぼ変わらずにやっていただくんですけれども、清掃センターをこれからも維持していくためには、皆さんの御協力が必要ですよというところも合わせて説明をしていただいて、清掃センターに御理解を頂くような、そういう方法でもって進めていただければなということで、今後どういうふうにされるか分かりませんが、今私が言ったことも踏まえていただければありがたいなというふうに思いますので、要望としてお伝えしておきます。

議案第55号 丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

－ 意見等なし －

日程第3 討論・表決

議案第55号 丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

－ 討論なし －

－ 全員賛成、可決 －

議案第56号 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

－ 討論なし －

－ 全員賛成、可決 －

稲山委員長 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

稲山委員長 異議なしと認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

岡副委員長 挨拶

15:00 散会